

## 生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携、とりわけ居住支援協議会等の連携について

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が10月1日より順次施行される。法改正によって、福祉事務所設置自治体の関係部局が生活困窮者自立支援制度の利用勧奨等を行うことが努力義務とされた（同法第8条関係）ことも踏まえ、新たに関係制度や関係機関との連携に関する通知や、既に発出した連携通知等の一部の改正等が通知された。

### 1. 生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携

今回の通知の対象となった「関係制度との連携」先は以下のとおり14である。

- 1 「生活困窮者自立支援法と生活保護制度の連携について」の一部改正について
- 2 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）」の一部改正について
- 3 「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部改正について
- 4 「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の一部改正について
- 5 「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」の一部改正について
- 6 「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」の一部改正について
- 7 生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所との更なる連携強化について
- 8 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」の一部改正について
- 9 生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について
- 10 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」の一部改正について
- 11 「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）」の一部改正について
- 12 「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」の一部改正について
- 13 「生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携について（通知）」の一部改正について
- 14 「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援

制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除について

生活困窮者自立支援法は平成 25 年（2013 年）12 月に成立し、平成 27 年（2015 年）4 月から福祉事務所を設置する地方自治体において各事業が実施されてきた。この時も、同様な通知（事務連絡）が発出されている。この 2015 年通知の際も、連携が必要とされた対象は 14 であった。ただし同じ 14 事業であっても、異なる点もある。比較すると以下のとおり。

2018 年通知の「連携先」	2015 年通知の「連携先」
1 生活保護制度	1 生活保護制度
2 ひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策	2 ひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策
3 介護保険制度	3 障害保健福祉施策
4 自殺対策施策	4 介護保険制度
5 ひきこもり地域支援センター等	5 労働基準行政
6 地域福祉施策	6 年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知
7 地方自治体と公共職業安定所	7 教育施策
8 教育施策	8 矯正施設出所者の生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用等
9 生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局	9 農林水産分野
10 居住支援協議会	10 住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除
11 年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知	11 多重債務者対策担当分野
12 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度	12 子ども・若者育成支援施策
13 多重債務者対策担当分野	13 居住支援協議会
14 住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除	14 地域福祉施策

今回の新たな通知については、次の理由があげられている。

- ・ 関係機関等との連携をさらに強化する観点等
- ・ 改正法において、福祉事務所設置自治体の関係部局が生活困窮者自立支援制度の利用勧奨等行うことが努力義務とされた（同法第 8 条関係）ことも踏まえ、新たに関係制度や関係機関との連携に関する通知を発出

これら理由からみて、前回通知から落ちている連携先（障害保健福祉施策、労働基準行政、矯正施設出所者の生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用等、農林水産分野、子ども・若者育成支援施策）が、なぜ落ちたのかは説明されていない。この 5 施策等はいずれも重要な課題であり、とても解決された課題だとは思われないが、わざわざ改めて通知をださずとも連携が強化されていると考えられていると思われる（ヒアリングが必要か？）。

今回の通知で新たに加えられた連携先（自殺対策施策、ひきこもり地域支援センター等、地方自治体と公共職業安定所、生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局、国民健

康保険制度及び後期高齢者医療制度)は、関係機関等との連携をさらに強化するという観点からだと理解されるが、特に地方自治体と公共職業安定所、生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局が入っていることは注目される。国においても各省庁間の連携はいまだに不十分であるが、その国からいわれる以前に、自治体内の縦割りをなくし、各部署間の連携を強化することの重要性は改めて指摘するまでもない。

## 2. 居住支援協議会・居住支援法人との連携について

生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携は14に及ぶが、その1つに「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について(通知)」の一部改正がある。その内容は以下の3点である。2点目にあるように、住宅セーフティネット法改正にともなう居住支援法人との連携が新たに加わっている。

「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について(通知)」の一部改正

- 1 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議等と居住支援協議会の連携
- 2 自立相談支援事業と居住支援協議会・居住支援法人の取組の連携
- 3 自立相談支援事業等の利用勧奨

「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」の主な内容は以下のとおりである。

### ■自立相談支援事業と居住支援協議会・居住支援法人の取組の連携

自立相談支援事業は、生活に困窮した者を幅広く受け止め、一人ひとりの状況に応じた支援を提供する包括的な相談窓口である。生活困窮者は複合的な課題を抱えており、とりわけ住居に関する課題を抱えている場合、居住支援協議会・居住支援法人の取組と連携することでより効果を発揮することが可能である。

例えば、離職により住居を失った生活困窮者が民間賃貸住宅の確保が困難な場合、賃貸借契約に当たり保証人を得られない場合などは、居住支援協議会や居住支援法人と連携することにより、セーフティネット住宅(住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅)等の民間賃貸住宅の情報提供、住宅相談や入居後の生活相談サービスの提供、家賃債務保証業者の紹介など、住宅の確保に向けた支援を受けることが可能となる。

また、住宅確保要配慮者が離職により住居を失うおそれがある場合、一般就労の準備が出来ていない場合、家計再建が必要な場合などは、自立相談支援事業と連携して支援することにより、住宅を含む生活全般の包括的な支援を受けることが可能となる。

については、自立相談支援事業と居住支援協議会や居住支援法人の取組が連携し、支援がより効果的なものとなるようお願いする。とりわけ、住宅に関する支援が含まれてい

る場合、自立相談支援機関による自立生活のためのプラン作成の際には居住支援協議会や居住支援法人の関係者も参画することが望ましい。

なお、相談者をつなぐ場合や協働して支援を行う場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等について、個人情報の取扱いに配慮して、本人に同意を得た上で共有するとともに、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応をお願いする。

以上のとおり、居住支援法人が加わったとはいっても、「居住支援協議会や居住支援法人」というように居住支援協議会と横並びで加わっただけである。はたしてこの通知によって、居住支援協議会の設置や居住支援法人の指定が増加し、有効な居住支援が実施されるかどうかは分からない。国の通知の有無に抱わらず、とりわけ都市部の市区町村は居住支援協議会を設置し、市区町村に団体に居住支援法人の指定申請を促し、市区町村と一体となった居住支援がすすむよう期待したい。

### 3. その他の課題

1点だけ、地域包括支援センターの役割について言及しておきたい。今回の通知において地域包括支援センターの役割について触れているのは、「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について」（通知では、生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について）となっている。

#### ■地域包括支援センター等との連携

生活困窮者自立支援制度の取組を通じて、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域づくりを進めることは、地域包括ケアシステムの構築にも資するものであり、高齢者が地域で安心して生活できることにつながるものである。

このようなことを念頭に、庁内に限らず、自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）と地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制の構築も重要である。

また、相談支援のノウハウを持つ地域包括支援センターを運営する法人が、当該センター機能を活用しながら自立相談支援事業を受託することも考えられる。

かりに、厚生労働省が、地域包括支援センターとの連携を高齢者施策（あるいは介護保険制度）との関連でのみ考えているとしたら問題である。実際、生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携では、次の機関等との連携が求められており、地域包括支援センターは考慮されていない。

- ・ 社会福祉協議会との連携
- ・ 民生委員・児童委員活動との連携

- ・ 寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携
- ・ その他一市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に、積極的に生活困窮者自立支援方策を盛り込むことが重要

なお、その他の項の後段では、「社会福祉法第 106 条の 3 に規定する包括的な支援体制の整備の推進にあたり、自立相談支援機関は、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に努めることが求められる。その際は、厚生労働省関係 3 局長通知の「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」において示した実施内容や留意点を踏まえて取り組むことが重要である。」と述べている。そこで述べているのは以下の内容であり、地域包括支援センターにも触れている。

▽   ▽   ▽

「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場の運営を地域住民が担う場合には、ソーシャルワーカーによる支援が受けられる体制を整備する必要があり、地域包括支援センター等の支援関係機関が対象者を限定せず、地域住民の相談を包括的に受け止める場を担う場合には、自らの専門分野に偏ることなく横断的に相談を受け止めることや、相談者が抱える課題だけでなく、その者の属する世帯全体の抱える課題や近隣住民との関係等その世帯全体を取り巻く環境も含めて課題を捉えること等に留意する必要がある。

なお、地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用も有効であると考えられる。（下線、伊藤）

△   △   △

こだわっていえば、下線の「地域住民の相談を包括的に受け止める場を担う場合には」の表現、最後の「には」に厚生労働省の認識が表われているように思われる。つまり対象者を高齢者に限定しているように思われるのだ。

いずれにしても、地域包括支援センターは高齢者施策のために設けられた機関ではないことを改めて想起し、地域住民の相談を包括的に受け止める場を担う機関としての役割を強化し、自立相談支援事業の一翼を担うことが期待される。

#### <資料>

- 生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について  
(事務連絡、2018 年 10 月 1 日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課、生活困窮者自立支援室)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000362597.pdf>